

令和6年10月8日

岡山県公報 発行 岡山県 		目次
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 公布した条例の解説	【条 例】 デジタル推進課 建築指導課 総務学事課	担当課（室）
		目次
		担当課（室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の三の項並びに別表第二の三の二の項及び三の三の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九十二号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号の二中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第八号中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同号イ中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項第九号中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同項第四十四号及び第四十六号中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(解説)

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

生活保護法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。